

# 令和5年度市町村公営企業決算の概要

令和6年11月21日  
福島県総務部市町村財政課

(注) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳を合計した数値は、合計欄の数値と一致しない場合がある。

(注) 「法適用企業」とは地方公営企業法の適用を受ける企業、「法非適用企業」とは、地方公営企業法を適用せず、地方自治法、地方財政法等の適用を受ける事業をいう（詳細はP7参照）。

## 1 事業規模

### (1) 事業数・職員数

(単位：事業数、人)

	事業数			5年度 構成比 (%)	職員数			5年度 構成比 (%)
	令和4年度	令和5年度	増減		令和4年度	令和5年度	増減	
1 法適用企業	115	135	20	55.3	4,066	4,089	23	96.8
(1) 水道（簡水含む）	40	44	4	18.0	732	735	3	17.4
(2) 病院	10	10	0	4.1	2,986	2,995	9	70.9
(3) 下水道	56	72	16	29.5	336	346	10	8.2
(4) その他（注1）	9	9	0	3.7	12	13	1	0.3
2 法非適用企業	129	109	△20	44.7	152	136	△16	3.2
(1) 簡易水道	18	14	△4	5.7	18	14	△4	0.3
(2) 市場	6	6	0	2.5	28	31	3	0.7
(3) 観光施設	9	9	0	3.7	26	28	2	0.7
(4) 宅地造成	28	28	0	11.5	19	21	2	0.5
(5) 介護サービス	3	3	0	1.2	8	7	△1	0.2
(6) 下水道	64	48	△16	19.7	52	34	△18	0.8
(7) その他（注2）	1	1	0	0.4	1	1	0	0.0
合計	244	244	0	100.0	4,218	4,225	7	100.0

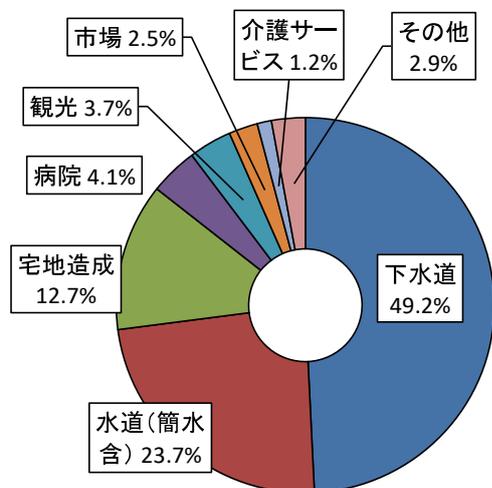
(注) 1. 法適用企業(4)その他は、工業用水道、宅地造成、地域汚水処理

2. 法非適用企業(7)その他は、駐車場

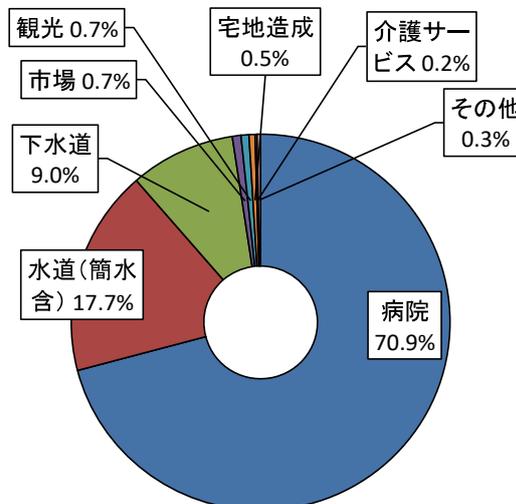
### (特徴点)

- ・ 令和6年3月31日現在、事業数は令和4年度から変わらず244事業である。ただし、水道事業及び下水道事業の一部が法適用事業へ移行したことにより、法適用事業が20事業増、法非適用企業が20事業減となった。
- ・ 職員数は、令和4年度から7人増の4,225人である。主要要因としては、病院事業での増等である。

### 事業数 244事業



### 職員数 4,225人



(2) 決算規模

(単位：百万円、%)

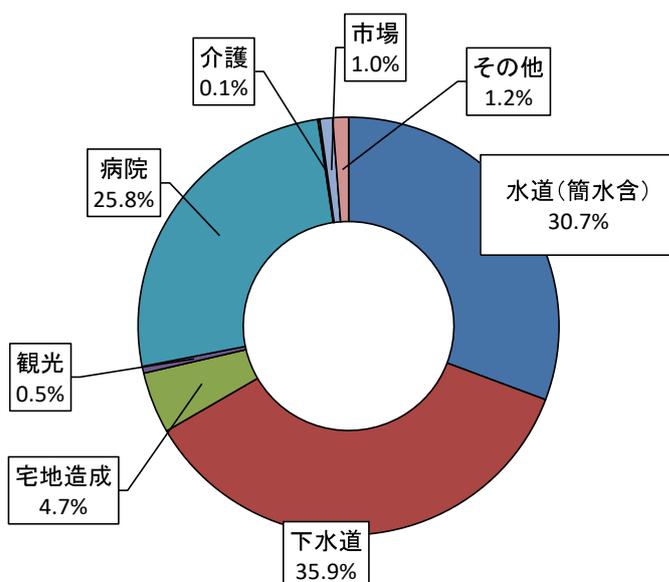
	令和4年度 (A)		令和5年度 (B)		増減額 (B) - (A) = (C)		増減率 (C) / (A)	
	建設投資額	建設投資額	建設投資額	建設投資額	建設投資額	建設投資額	建設投資額	建設投資額
1 法適用企業	177,037	46,450	189,358	56,939	12,321	10,489	7.0	22.6
(1) 水道 (簡水含む)	63,082	23,610	63,053	24,010	△ 28	400	△ 0.0	1.7
(2) 病院	50,151	2,342	54,090	5,514	3,939	3,172	7.9	135.5
(3) 下水道	61,662	19,997	69,046	25,822	7,383	5,825	12.0	29.1
(4) その他 (注1)	2,142	502	3,169	1,593	1,027	1,091	47.9	217.2
2 法非適用企業	25,859	7,576	20,543	9,765	△ 5,317	2,189	△ 20.6	28.9
(1) 簡易水道	2,214	524	1,477	333	△ 737	△ 191	△ 33.3	△ 36.4
(2) 市場	1,878	32	2,050	180	172	148	9.1	457.9
(3) 観光施設	1,188	284	1,090	399	△ 97	115	△ 8.2	40.7
(4) 宅地造成	8,474	3,646	9,190	6,790	716	3,144	8.4	86.2
(5) 介護サービス	319	9	313	8	△ 6	△ 1	△ 1.9	△ 10.8
(6) 下水道	11,631	3,082	6,255	2,055	△ 5,376	△ 1,026	△ 46.2	△ 33.3
(7) その他 (注2)	156	0	168	0	12	0	7.8	-
合計	202,896	54,026	209,901	66,704	7,004	12,678	3.5	23.5

(注) 1. 法適用企業(4)その他は、工業用水道、宅地造成、地域汚水処理  
 2. 法非適用企業(7)その他は、駐車場

(特徴点)

- ・ 決算規模は、全体で2,099.0億円で令和4年度と比べ70.0億円、3.5%の増加となった。
- ・ 事業別に見ると、法適用企業では、(2)病院事業で39.4億円増加、(3)下水道事業で73.8億円増加しており、全体で123.2億円の増加となった。法非適用企業では、(1)簡易水道事業で7.4億円の減少、(6)下水道事業で53.8億円の減少などにより、全体で53.2億円の減少となった。
- ・ 建設投資額は、全体で667.0億円で令和4年度と比べ126.8億円、23.5%の増加となった。

決算規模 2,099億円



2 全体の経営状況

(単位：事業数、百万円)

	令和4年度 (A)			令和5年度 (B)			差引 (B)-(A)		
	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
黒字	(92)	(129)	(221)	(100)	(108)	(208)	(8)	(△ 21)	(△ 13)
	12,605	1,822	14,427	10,558	2,892	13,450	△ 2,047	1,071	△ 977
赤字	(23)	(0)	(23)	(35)	(1)	(36)	(12)	(1)	(13)
	535	0	535	1,804	33	1,837	1,269	33	1,302
収支	(115)	(129)	(244)	(135)	(109)	(244)	(20)	(△ 20)	(0)
	12,070	1,822	13,892	8,754	2,860	11,613	△ 3,317	1,038	△ 2,279

(注) 1. 上段 ( ) は事業数

2. 事業数は決算対象事業数 (供用開始前及び営業開始前の事業を除く) であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。

3. 黒字額、赤字額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。

(特徴点)

- 法適用企業と法非適用企業を合わせた公営企業全体の黒字事業は208事業で、事業数全体の85.2%を占めている。また、全体の総収支は、116.1億円の黒字であり、令和4年度と比べ22.8億円減少したが、9年連続の黒字となった。
- 黒字となった事業数は、令和4年度に比べ法適用企業で8事業増加し、法非適用企業で21事業減少した。
- 赤字事業は36事業で、令和4年度に比べ法適用企業で12事業増加し、法非適用企業で1事業増加した。
- 法適用企業の純損益は、87.5億円の黒字となっており、令和4年度に比べ33.2億円減少した。また、法非適用企業の実質収支は、28.6億円の黒字となっており、令和4年度に比べ10.4億円増加した。

3 事業別の経営状況

※経常損失、純損失、累積欠損金及び不良債務が生じている主な団体 (法適用企業) 及び実質収支が赤字の団体 (法非適用企業) については、P6のとおり。

(1) 法適用企業

法適用企業の純損益の状況

(単位：百万円、%)

		純損益		累積欠損金	不良債務	
		純利益	純損失			
水道 (簡水色)	令和4年度 (A)	4,665	(35)	(5)	(3)	(0)
			4,982	316	2,684	0
	令和5年度 (B)	5,563	(36)	(8)	(8)	(0)
			6,155	592	2,784	0
対前年比	B-A=C	898	1,174	275	100	0
	C/A	19.3	23.6	87.1	3.7	100.0
病院	令和4年度 (A)	3,882	(8)	(2)	(6)	(1)
			3,955	73	8,043	11
	令和5年度 (B)	△ 161	(3)	(7)	(6)	(0)
			874	1,035	7,690	0
対前年比	B-A=C	△ 4,043	△ 3,081	962	△ 353	△ 11
	C/A	△ 104.1	△ 77.9	1,318.9	△ 4.4	△ 100.0
下水道	令和4年度 (A)	3,268	(42)	(14)	(16)	(1)
			3,395	127	1,365	20
	令和5年度 (B)	3,076	(55)	(17)	(17)	(2)
			3,239	163	1,533	74
対前年比	B-A=C	△ 192	△ 156	36	168	54
	C/A	△ 5.9	△ 4.6	28.0	12.3	276.7
その他 (注)	令和4年度 (A)	256	(7)	(2)	(1)	(0)
			274	19	8	0
	令和5年度 (B)	275	(6)	(3)	(1)	(0)
			290	15	13	0
対前年比	B-A=C	19	16	△ 4	5	0
	C/A	7.3	5.8	△ 20.2	58.3	-
合計	令和4年度 (A)	12,070	(92)	(23)	(26)	(2)
			12,605	535	12,100	31
	令和5年度 (B)	8,754	(100)	(35)	(32)	(2)
			10,558	1,804	12,021	74
対前年比	B-A=C	△ 3,318	△ 2,047	1,269	△ 80	43
	C/A	△ 27.5	△ 16.2	237.2	△ 0.7	141.8

(注) 1. 上段 ( ) は事業数

2. その他は、工業用水道、宅地造成、地域汚水処理

3. 事業数は決算対象事業数 (供用開始前及び営業開始前の事業を除く) であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。

(特徴点)

- 水道事業においては、純利益が対前年度で11.7億円増加、純損失は対前年度で2.8億円増加しており、純損益は9.0億円増の55.6億円の黒字となった。また、累積欠損金は、対前年度で1.0億円増の27.8億円となっている。
- 病院事業においては、純利益が対前年度で30.8億円減少、純損失は対前年度で9.6億円増加しており、純損益は40.4億円減の1.6億円の赤字となった。また、累積欠損金は、対前年度で3.5億円減の76.9億円となっている。
- 下水道事業においては、純利益が対前年度で1.6億円減少、純損失は対前年度で0.4億円増加しており、純損益は1.9億円減の30.8億円の黒字となった。また、累積欠損金は、対前年度で1.7億円増の15.3億円となっている。なお、下水道事業のうち、2事業で不良債務が生じている。
- その他事業においては、純利益が対前年度で0.2億円増加、純損失が対前年度で微減したが、純損益は0.2億円増の2.8億円の黒字となった。

(2) 法非適用企業

法非適用企業の実質収支の状況

(単位：百万円、%)

	令和4年度			令和5年度			収支差引 (B-A)	増減率
	黒字	赤字	収支(A)	黒字	赤字	収支(B)		
簡易水道	(18)	(0)	(18)	(13)	(1)	(14)	(△ 4)	125.1
	88	0	88	231	33	198	110	
観光施設	(9)	(0)	(9)	(9)	(0)	(9)	(0)	△ 6.1
	620	0	620	582	0	582	△ 38	
宅地造成	(28)	(0)	(28)	(28)	(0)	(28)	(0)	△ 6.2
	654	0	654	613	0	613	△ 41	
下水道	(64)	(0)	(64)	(48)	(0)	(48)	(△ 16)	238.2
	418	0	418	1,412	0	1,412	994	
その他(注3)	(10)	(0)	(10)	(10)	(0)	(10)	(0)	29.3
	42	0	42	55	0	55	12	
合計	(129)	(0)	(129)	(108)	(1)	(109)	(△ 20)	57.0
	1,822	0	1,822	2,892	33	2,860	1,038	

(注) 1. 上段( )は事業数

2. 事業数は決算対象事業数(供用開始前及び営業開始前の事業を除く。)であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。

3. その他は、市場、駐車場、介護サービス

(特徴点)

- ・実質収支全体では、28.6億円の黒字となり、25年連続の黒字で、対前年度では57.0%増加した。
- ・法適用事業への移行に伴う切替決算により、簡易水道事業にて1事業が赤字となった。

4 企業債の状況

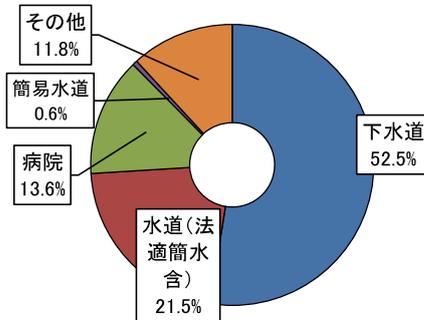
(1) 企業債発行額

(単位：百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
合計	26,197	32,682	6,486	24.8
下水道	15,213	17,166	1,953	12.8
水道(法適簡水含)	7,434	7,026	△ 408	△ 5.5
病院	1,584	4,453	2,869	181.1
簡易水道	335	182	△ 152	△ 45.5
その他(注)	1,630	3,854	2,224	136.4

(注) その他は、工業用水道、宅地造成、地域汚水処理、観光施設、市場、駐車場、介護サービス

企業債発行額 327億円



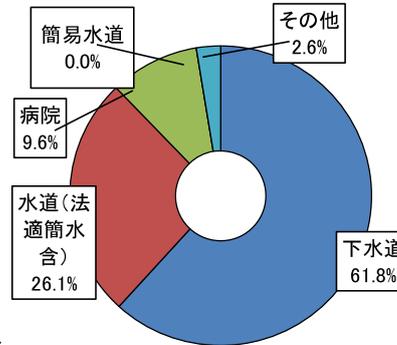
(2) 企業債現在高

(単位：百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
合計	478,078	468,130	△ 9,948	△ 2.1
下水道	298,591	289,179	△ 9,412	△ 3.2
水道(法適簡水含)	124,991	121,973	△ 3,018	△ 2.4
病院	43,682	44,817	1,135	2.6
簡易水道	46	78	33	71.9
その他(注)	10,768	12,083	1,314	12.2

(注) その他は、工業用水道、宅地造成、地域汚水処理、観光施設、市場、駐車場、介護サービス

企業債現在高 4,681億円



(特徴点)

- ・企業債発行額は、令和4年度より64.9億円、24.8%増の326.8億円となった。
- ・企業債現在高は、平成15年度をピークに減少傾向にあり、令和4年度に比べ99.5億円、2.1%減の4,681.3億円となった。

5 地方公営企業への他会計繰入金の状況

(単位：百万円)

事業名	収益的収支への繰入				資本的収支への繰入				合計			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	実績入額	うち基準額	実績入額	うち基準額	実績入額	うち基準額	実績入額	うち基準額	実績入額	うち基準額	実績入額	うち基準額
1 法適用企業	23,063	19,222	24,108	19,513	10,690	4,910	10,625	5,109	33,753	24,132	34,733	24,621
(1)水道(簡水含む)	2,372	775	2,356	837	2,394	1,577	2,641	1,691	4,766	2,352	4,997	2,528
(2)病院	4,783	4,681	4,705	4,603	1,726	1,654	1,695	1,597	6,509	6,335	6,400	6,199
(3)下水道	15,616	13,766	16,765	14,049	6,533	1,678	6,222	1,807	22,149	15,444	22,988	15,856
(4)その他(注1)	292	1	282	25	38	1	67	13	330	1	349	38
2 法非適用企業	7,882	3,400	4,915	2,153	5,489	1,194	6,973	1,228	13,370	4,594	11,887	3,380
(1)簡易水道	288	223	203	148	548	379	438	232	836	602	641	381
(2)市場	209	180	334	223	379	379	389	389	588	559	723	612
(3)観光施設	167	29	72	29	52	52	20	20	218	80	92	50
(4)宅地造成	3,348	0	2,078	0	2,011	0	4,906	0	5,359	0	6,983	0
(5)介護サービス	43	0	50	0	4	0	9	0	47	0	59	0
(6)下水道	3,827	2,968	2,179	1,752	2,495	385	1,211	586	6,321	3,352	3,390	2,338
(7)その他(注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	30,945	22,622	29,023	21,665	16,179	6,104	17,598	6,336	47,124	28,726	46,621	28,002

(注) 1. 法適用企業(4)その他は、工業用水道、宅地造成、地域汚水処理

2. 法非適用企業(7)その他は、駐車場

(特徴点)

- ・他会計繰入金は、収益的収支では290.2億円、資本的収支では176.0億円で、合計466.2億円となり、令和4年度から5.0億円減少している。
- ・事業別では、下水道事業(法適用企業、法非適用企業)が最も多く、次いで病院事業、水道事業(簡易水道事業を含む)となっている。

6 まとめ

地方公営企業は、上下水道や病院の経営を始めとして、日常生活と密接に関わっている欠くことのできないサービスの提供を行っているところであるが、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大等により、経営環境は厳しさを増している。

事業数は令和4年度から変わらず244事業であったが、一部事業において法非適用事業からの移行が進み、法適用事業が増加した。決算規模は令和4年度に比べ70.0億円増、率にして3.5%増の2,099.0億円となった。

公営企業全体としての収支は116.1億円と9年連続黒字となったが、多くの事業で一般会計からの基準外繰入金によって収支の均衡を図っているところであり、依然として経営は厳しい状況にある。

このような状況下、地方公営企業においては、公営企業会計の適用など経営の「見える化」や経営戦略の策定等を通して、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組み、より一層の経営健全化を図ることが重要である。

《別紙》令和5年度において、法適用企業については経常損失、純損失、累積欠損金及び不良債務が生じている団体、法非適用企業については実質収支が赤字の団体

1 法適用企業

(単位:千円)

事業	団体名	経常損失			純損失			累積欠損金			不良債務		
		令和4年度	令和5年度	増減額	令和4年度	令和5年度	増減額	令和4年度	令和5年度	増減額	令和4年度	令和5年度	増減額
水道(簡水含む) ※上水道・簡易水道を同一の会計で実施している団体は、その合計値を基準としている。	国見町	9,829	6,531	△ 3,298	9,835	6,530	△ 3,305	0	0	0	0	0	0
	鏡石町	32,469	176,326	143,857	32,408	172,305	139,897	0	129,454	129,454	0	0	0
	昭和村	0	5,279	5,279	0	5,621	5,621	0	5,621	5,621	0	0	0
	中島村	0	12,863	12,863	0	13,371	13,371	0	13,371	13,371	0	0	0
	平田村	0	59,559	59,559	0	60,157	60,157	0	60,157	60,157	0	0	0
	浅川町	17,103	23,898	6,795	17,103	24,118	7,015	143,412	167,531	24,119	0	0	0
	三春町	0	20,272	20,272	0	20,686	20,686	0	15,299	15,299	0	0	0
	福島地方水道用 watersupply 企業団	0	0	0	0	0	0	1,436,120	1,054,972	0	0	0	0
	双葉地方水道企業団	210,509	167,200	△ 43,309	207,399	167,291	△ 40,108	1,039,188	1,206,479	167,291	0	0	0
小計	269,910	471,928	202,018	266,745	470,079	203,334	2,618,720	2,652,884	415,312	0	0	0	
工業用水道	南相馬市	0	2,807	2,807	0	506	506	0	506	506	0	0	0
	西郷村(長久保工業用水道事業)	0	1,373	1,373	0	1,373	1,373	0	0	0	0	0	0
	小計	0	2,807	2,807	0	506	506	0	506	506	0	0	0
病院	いわき市(いわき市医療センター)	0	0	0	0	0	0	2,400,787	1,526,820	△ 873,967	0	0	0
	南相馬市(南相馬市立病院)	0	271,125	271,125	0	188,217	188,217	0	0	0	0	0	0
	猪苗代町(猪苗代町立猪苗代病院)	27	122	95	27	122	95	307,853	307,975	122	0	0	0
	三春町(三春病院)	72,900	63,497	△ 9,403	72,900	63,497	△ 9,403	902,826	966,323	63,497	10,961	0	△ 10,961
	公立藤田病院組合	0	175,768	175,768	0	175,768	175,768	893,149	1,068,917	175,768	0	0	0
	公立岩瀬病院企業団	877,197	814,981	△ 62,216	0	325,124	325,124	0	0	0	0	0	0
	公立小野町地方総合病院企業団	0	15,480	15,480	0	15,480	15,480	1,084,359	1,099,839	15,480	0	0	0
	相馬方部衛生組合	0	0	0	0	266,574	266,574	2,454,038	2,720,612	266,574	0	0	0
小計	950,124	1,340,973	390,849	72,927	1,034,782	961,855	8,043,012	7,690,486	△ 352,526	10,961	0	△ 10,961	
宅地造成	泉崎村	0	12,920	12,920	0	12,920	12,920	0	12,920	12,920	0	0	0
	小計	0	12,920	12,920	0	12,920	12,920	0	12,920	12,920	0	0	0
下水道	郡山市(公共)	59,935	9,897	△ 50,038	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二本松市(公共)	56,617	49,297	△ 7,320	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南会津町(公共)	2,892	2,097	△ 795	3,028	91	△ 2,937	3,259	3,350	91	0	0	0
	猪苗代町(公共)	0	0	0	0	0	0	49,801	30,093	△ 19,708	0	0	0
	三春町(公共)	18,053	17,302	△ 751	34,468	15,636	△ 18,832	490,803	506,439	15,636	0	0	0
	(公共)計	137,497	78,593	△ 58,904	37,496	15,727	△ 21,769	543,863	539,882	△ 3,981	0	0	0
	福島市(特環)	0	2,450	2,450	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	郡山市(特環)	4,112	345	△ 3,767	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	須賀川市(特環)	2	1	△ 1	2	1	△ 1	2	3	1	19,640	36,905	17,265
	南相馬市(特環)	0	4,804	4,804	0	3,500	3,500	211,571	215,070	3,499	0	0	0
	南会津町(特環)	0	5,116	5,116	0	5,116	5,116	0	0	0	0	0	0
	猪苗代町(特環)	16,082	18,219	2,137	15,892	18,016	2,124	35,668	53,684	18,016	0	0	0
	昭和村(特環)	0	0	0	0	0	0	0	22,270	22,270	0	0	0
	(特環)計	20,196	30,935	10,739	15,894	26,633	10,739	247,241	291,027	43,786	19,640	36,905	17,265
	福島市(農集)	0	199	199	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	郡山市(農集)	0	96	96	0	154	154	0	0	0	0	0	0
	いわき市(農集)	23,507	1,340	△ 22,167	0	1,340	1,340	40,774	42,114	1,340	0	0	0
	須賀川市(農集)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,075	37,075
	南相馬市(農集)	0	0	0	0	0	0	23,685	23,521	△ 164	0	0	0
	南会津町(農集)	7,086	79,103	72,017	7,201	79,097	71,896	10,629	89,726	79,097	0	0	0
	猪苗代町(農集)	0	13,944	13,944	0	13,933	13,933	1,763	15,696	13,933	0	0	0
	金山町(農集)	0	37	37	0	37	37	0	0	0	0	0	0
	三春町(農集)	13,500	12,024	△ 1,476	0	12,074	12,074	422,616	434,689	12,073	0	0	0
	(農集)計	44,093	106,743	62,650	7,201	106,635	99,434	499,467	605,746	106,279	0	37,075	37,075
	南会津町(林集)	0	1,532	1,532	0	1,532	1,532	80	1,612	1,532	0	0	0
	南会津町(簡排)	820	1,123	303	820	1,123	303	1,374	2,497	1,123	0	0	0
	金山町(特排)	0	1,905	1,905	0	2,167	2,167	0	9,243	9,243	0	0	0
	昭和村(特排)	0	0	0	0	0	0	0	742	742	0	0	0
	三春町(特排)	9,634	6,735	△ 2,899	9,634	6,735	△ 2,899	29,966	36,701	6,735	0	0	0
	三春町(簡排)	3,240	2,385	△ 855	3,240	2,385	△ 855	42,911	45,295	2,384	0	0	0
	小計	215,480	229,951	14,471	74,285	162,937	88,652	1,364,902	1,532,745	167,843	19,640	73,980	54,340
	合計	1,435,514	2,058,579	623,065	413,957	1,681,224	1,267,267	12,026,634	11,889,541	244,055	30,601	73,980	43,379

2 法非適用企業

事業	団体名	実質収支		
		令和4年度	令和5年度	増減額
簡易水道	三島町	640	△ 32,807	△ 32,167
	小計	640	△ 32,807	△ 32,167

※法適用事業への移行に伴う打切決算によるもの

地方公営企業関係用語説明

法適用企業	<p>地方公営企業法の適用を受ける企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定事業(当然適用)：水道事業、工業用水道、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業</li> <li>・財務規定等のみ当然適用：病院事業</li> <li>・その他、条例により法の全規定又は財務規定等を適用できる(任意適用)。原則として、経常的経費の70～80%程度を料金等の経常的収入で賄うことのできる事業。</li> </ul> <p>経理は、企業会計(複式簿記)</p>
法非適用企業	<p>地方公営企業法を適用せず、地方自治法、地方財政法等の適用を受ける事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営企業のうち、法定事業、病院事業及び任意に法を適用した事業を除いた事業</li> </ul> <p>：下水道事業、簡易水道事業、宅地造成事業等</p> <p>経理は、官公庁会計(単式簿記)</p>
決算規模(支出)	<p>当該年度の現金ベースでの支出額を表す。</p> <p>法適用企業：総費用－減価償却費＋資本的支出 法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金</p>
他会計繰入金 (他会計から見れば「繰出金」)	<p>その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等について、一般会計等が負担する経費(経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省から通知。当該通知に記載以外の繰出金：「基準外繰出金」)</p>
法適用関係	<p>収益的収入・支出</p> <p>その期の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用。損益計算はこれに基づいて行われる。</p> <p>収益的収入：①サービスの提供の対価としての料金収入を主体とする「営業収益」 ②受取利息・他会計補助金等の「営業外収益」 ③固定資産売却益・過年度損益修正益等の「特別利益」</p> <p>収益的支出：①サービスの提供に要する人件費・物件費等の「営業費用」 ②支払利息等の「営業外費用」 ③固定資産売却損・臨時損失・過年度損益修正損等の「特別損失」及び「予備費」</p>
	<p>資本的収入・支出</p> <p>効果が次期以降に及び将来の収益に対応する支出とその財源となる収入。</p> <p>資本的支出：建設改良費、企業債償還金(元金)、他会計からの長期借入金償還金等、費用とは関係のない支出で、現金支出を必要とするもの</p> <p>資本的収入：企業債、固定資産売却代金(売却益は除く)、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄付金等収益に関係のない収入で現金を予定されるもの</p>
	<p>総収支・純損益(純利益・純損失)</p> <p>総収益(＝営業収益＋営業外収益＋特別利益)－総費用(＝営業費用＋営業外費用＋特別損失)</p>
	<p>経常収支・経常損益(経常利益・経常損失)</p> <p>経常収益(＝営業収益＋営業外収益)－経常費用(営業費用＋営業外費用)</p>
	<p>累積欠損金</p> <p>営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補てん出来なかった各事業年度の損失(赤字)額が累積されたものをいう。このうち、減価償却費は現金支出を伴わないため、これを原因とする損失(赤字)額により生じた累積欠損金が事業全体の資金不足に直接つながるものではないが、より一層の収益性の向上を図ることが求められる。</p>
<p>不良債務</p> <p>＝流動負債－(流動資産－翌年度に繰り越される支出の財源充当額)＞0</p> <p>流動負債の額が流動資産の額を上回る場合その上回る額をいう。これが発生していることは、資金不足が生じていることを意味する。不良債務をもって赤字の状況判断の基準としているのは、損益収支において黒字であっても、資本収支において資金不足を生じる場合があるが、不良債務によれば損益・資本両収支の資金繰りの状況を把握できるため。</p>	
法非適用関係	<p>収益的収支</p> <p>法非適用企業について、想定企業会計により収益的収支と資本的収支に区分したもの。</p>
<p>資本的収支</p> <p>＝(総収益－総費用)＋(資本的収入－資本的支出)－積立金＋前年度からの繰越金 －前年度繰上充用金＋収益的収支に充てた地方債＋収益的収支に充てた他会計繰入金</p>	
<p>繰上充用金</p> <p>地方自治法施行令第166条の2によって前年度歳入が歳出に不足し、当該年度の歳入を繰り上げて充てた額</p>	